

VI章 名古屋市を取巻く状況、他都市事例

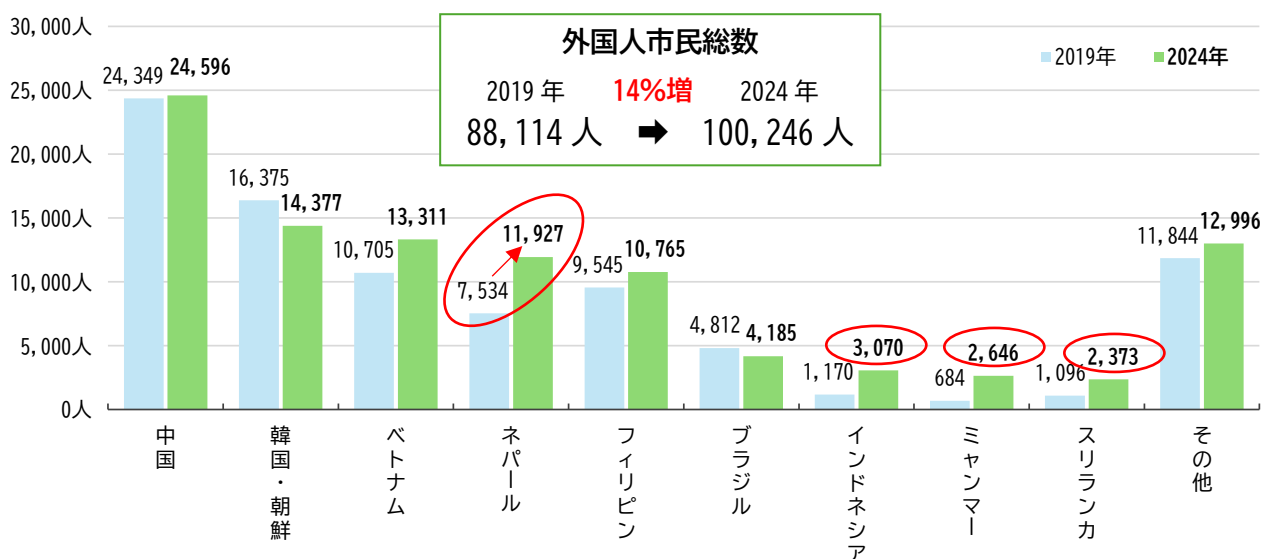
1. 名古屋市の動向（統計）

(1) 国籍別外国人市民の動向

2024 年の名古屋市の外国人市民は、5 年前の 2019 年と比べて 14% 増加の 100,246 人となり、市内人口に占める割合が 4.30% となっています。

国籍別では、2024 年は中国、韓国・朝鮮、ベトナム、ネパール、フィリピン、ブラジルの順で多くなっています。5 年前の 2019 年と比べると、ネパールは 4,393 人増加しており、市内人口は 1 万人を超えています。また、インドネシア、ミャンマー、スリランカも 2,000 人以上となり多国籍化が進んでいます。

図表 1-1 名古屋市の国籍別外国人市民数(2024/2019 年比較)

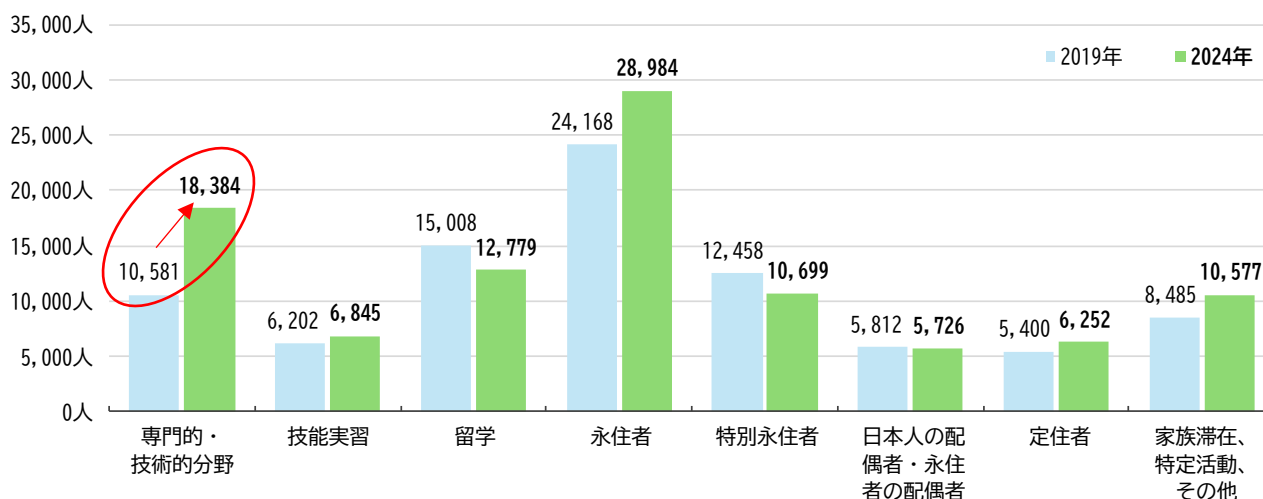


出典:名古屋市長官公署外国人住民統計(各年 12 月末現在)

(2) 在留資格別外国人市民の動向

在留資格別では、2024 年は永住者、専門的・技術的分野、留学、特別永住者の順で多くなっています。5 年前の 2019 年と比べて、専門的・技術的分野の在留資格が急増しています。

図表 1-2 名古屋市の国籍別外国人市民数(2024/2019 年比較)

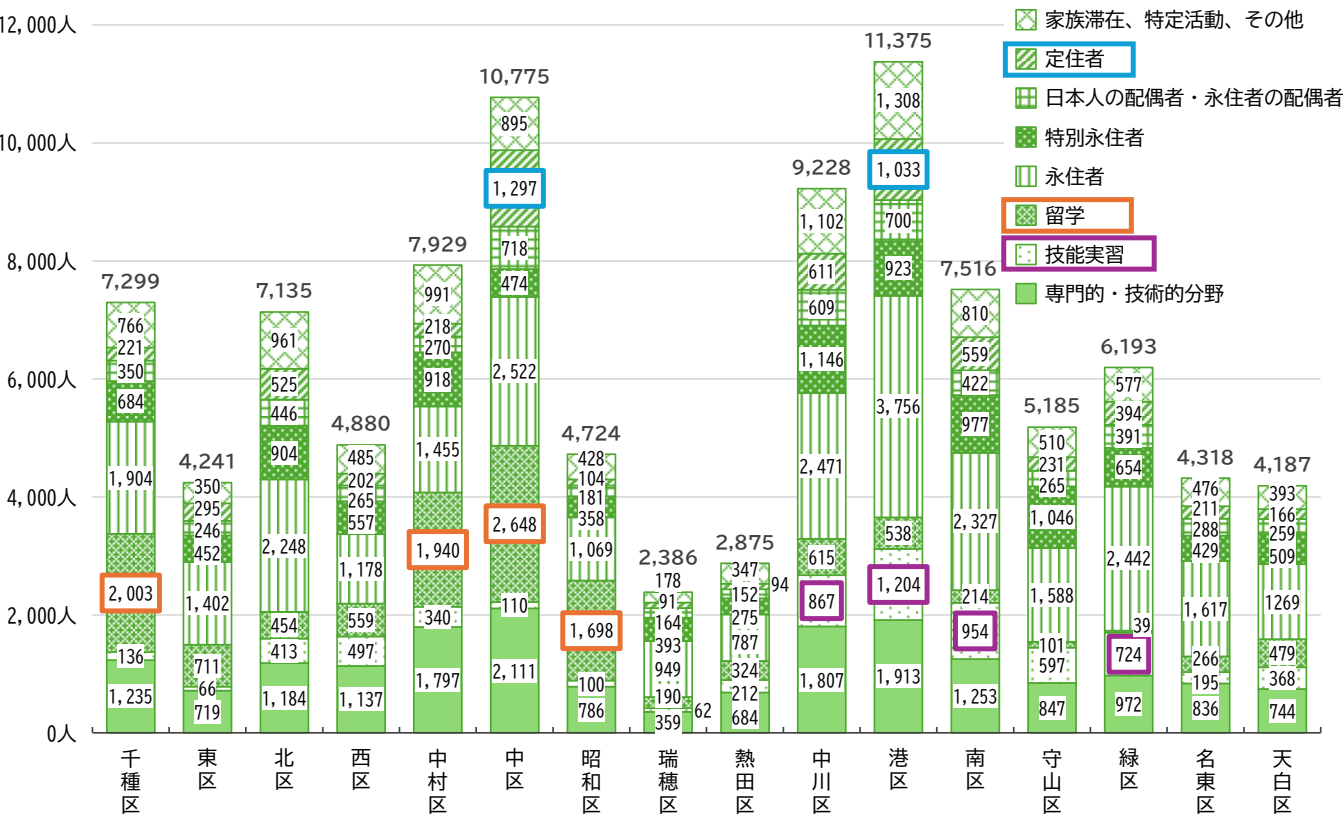


出典:名古屋市長官公署外国人住民統計(各年 12 月末現在)

(3) 各区別の外国人市民の特徴

各区分では、総数として、港区、中区が多くなっています。定住者は中区、港区で多く、留学は中区、千種区、中村区、昭和区で多くなっています。技能実習は、港区、南区、中川区、緑区で多くなっています。

図表 1-3 名古屋市 各区の在留資格別 外国人市民数(2024 年)

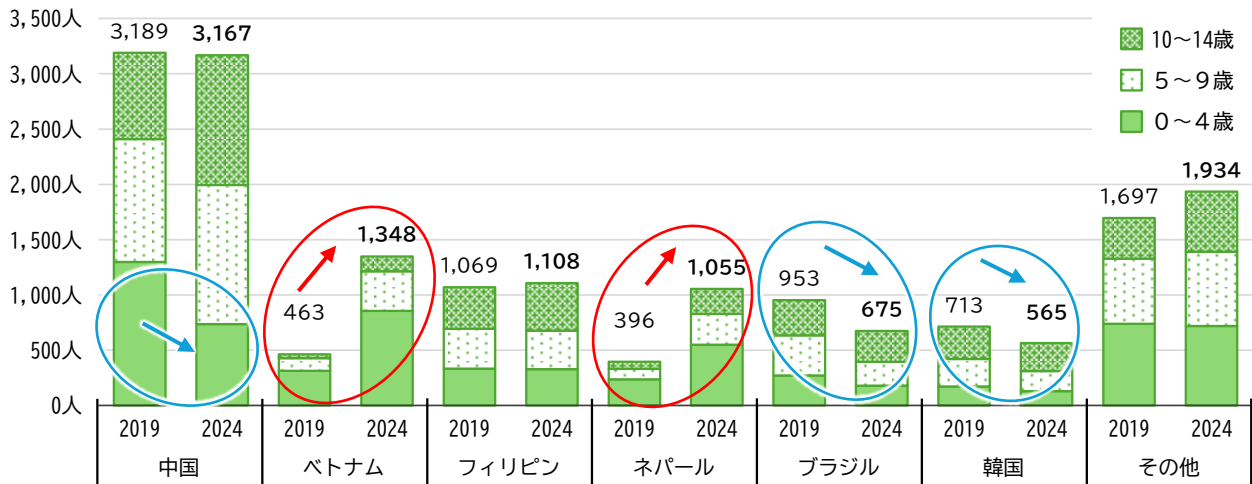


出典：名古屋市外国人住民統計(2024 年 12 月末現在)

(4) 年齢別（子ども、高齢者）外国人市民の動向

子どもの年齢別（0～14歳、5歳階級別）では、ベトナム、ネパールにおいて全階級で2倍以上増加しています。一方、中国の0～4歳、ブラジルの全階級、韓国の全階級では減少しています。

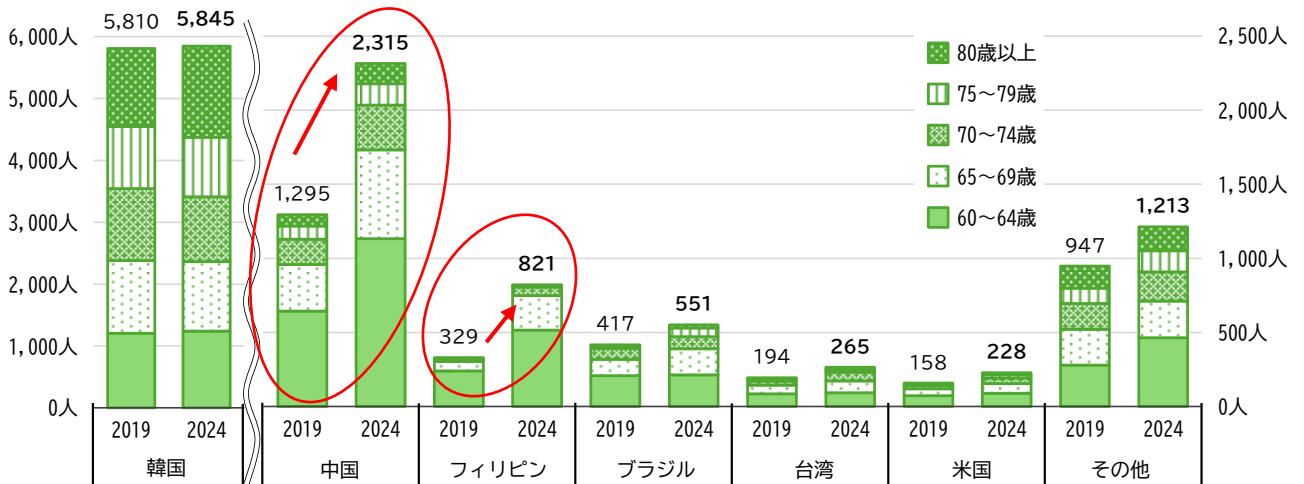
図表 1-4 名古屋市の国籍別・年齢別（0～14歳、5歳階級別）外国人市民数（2019/2024年比較）



出典：名古屋市外国人住民統計（2024年12月末現在）

高齢者の年齢別（60歳～、5歳階級別）でみると、中国では全階級で2倍弱の増加がみられ、フィリピンでは60～74歳で2倍以上の増加がみられます。

図表 1-5 名古屋市の国籍別・年齢別（60歳～、5歳階級別）外国人市民数（2019/2024年比較）

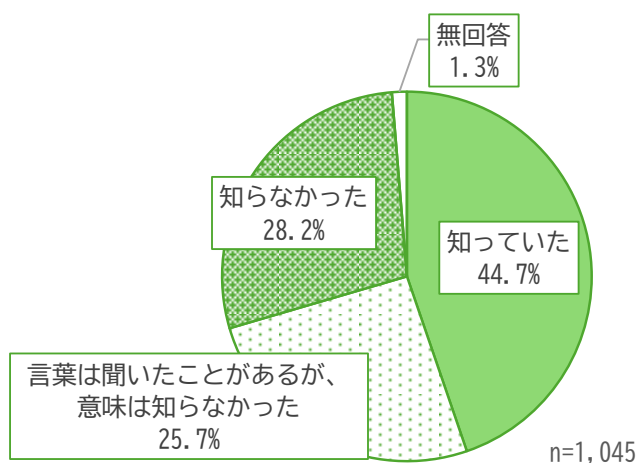


出典：名古屋市外国人住民統計（2024年12月末現在）

(5) 名古屋市民の状況（市政アンケート）

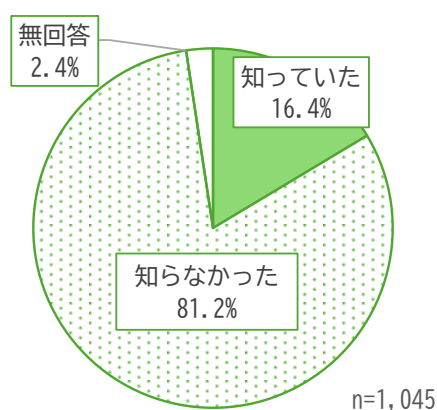
■「多文化共生」の認知

名古屋市の市政アンケート¹において（名古屋市民に対し）、「多文化共生」という言葉を知っていたかたずねたところ、「知っていた」と答えた人が44.7%、「言葉は聞いたことはあるが、意味は知らなかった」と答えた人が25.7%で、あわせると、「多文化共生」という言葉を知っていた人は70.4%となっています。



■「名古屋国際センター」の認知

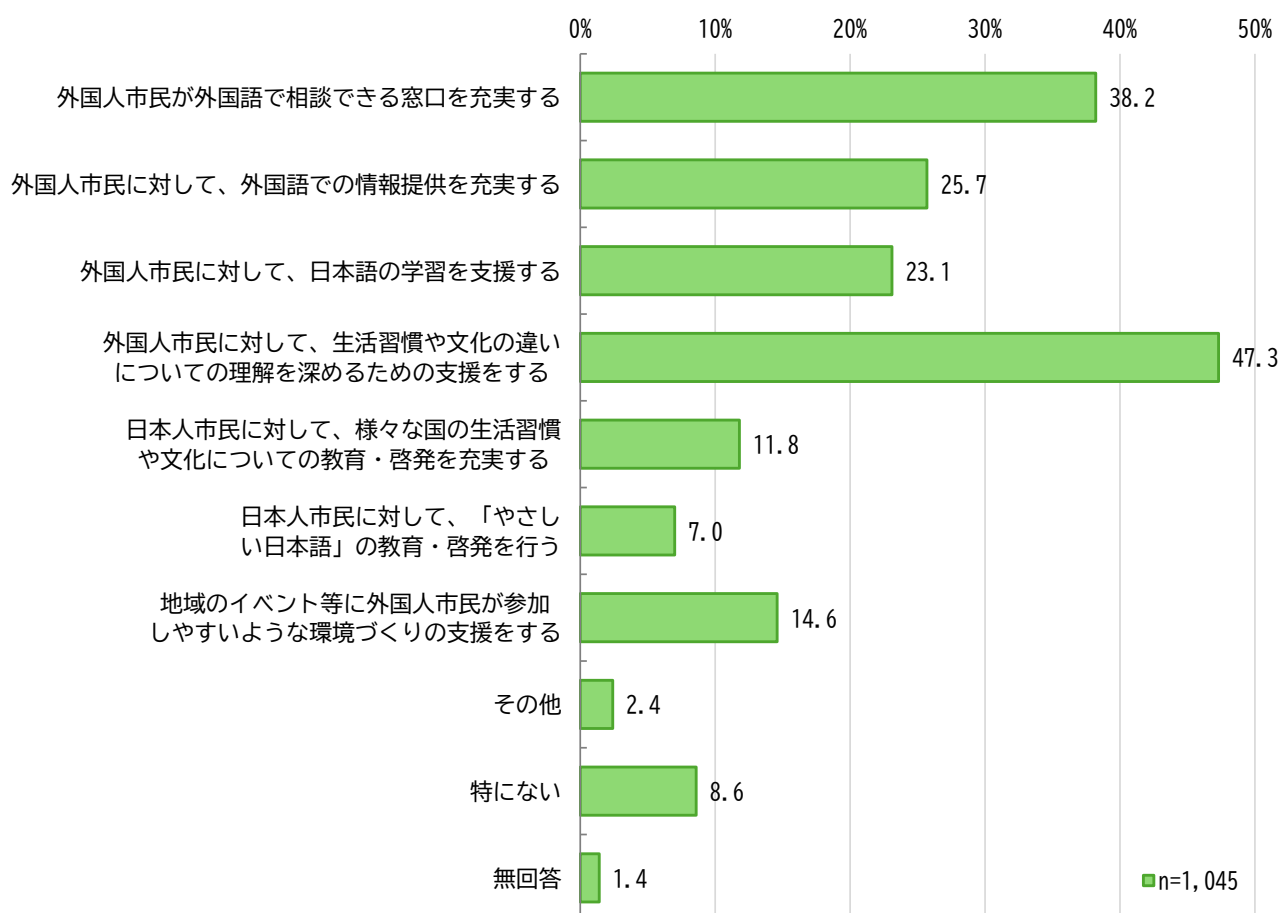
名古屋市の市政アンケートにおいて（名古屋市民に対し）、「名古屋国際センターで多言語による情報提供・相談事業が行われていること」を知っていたかたずねたところ、「知っていた」と答えた人が16.4%となっています。



¹ 市政についての課題・要望を把握し、これらを施策に生かすため、毎回無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象に実施しているアンケート

■名古屋市が取り組むべきこと

多文化共生のまちを実現するために、本市の取り組みとしてどのようなことが効果的だと思うかたずねたところ、「外国人市民に対して、生活習慣や文化の違いについての理解を深めるための支援をする」（47.3%）、「外国人市民が外国語で相談できる窓口を充実する」（38.2%）、「外国人市民に対して、外国語での情報提供を充実する」（25.7%）、「外国人市民に対して、日本語の学習を支援する」（23.1%）の順となっています。



2. 国の動向

(1) 外国人共生社会実現に向けた環境整備

政府においては、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、平成30年（2018年）12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、以後、状況の変化に応じて必要な施策を追加するなどしつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

また、令和4年（2022年）6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及びその具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしました。施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検・見直しを行い、令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）に続き、令和7年度にも一部変更を決定しました。

「総合的対応策」の改訂については、これまで6回行っているところ、令和6年（2024年）6月には、外国人材に対する受入れ環境を更に充実させる観点から、「ロードマップ」の内容も踏まえて改訂し、関連施策を推進してきました。令和7年度は、外国人材に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「ロードマップ（令和7年度一部変更）」の記載内容も踏まえ改訂しました。

「ロードマップ」は、令和8年度（2026年度）までの5年間で目指すべき方向性や目標（KPI）を定めたもので、具体的なビジョンを示している一方、「ロードマップ」で示された目標を達成するため、単年度に実施するべき施策をまとめたものが「総合的対応策」という関係性にあります。

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）（概要）

■ 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

安全・安心な社会	多様性に富んだ活力ある社会	個人の尊厳と人権を尊重した社会
これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会	様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会	外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

■ 取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

- 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
- ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 共生社会の基盤整備に向けた取組

出典：出入国在留管理庁ホームページ

(2) 入管法等の改正

- 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」

送還停止効の例外規定の創設、罰則付き退去命令制度の創設、収容に代わる監理措置制度の創設、「補完的保護対象者」認定制度の創設、在留特別許可の申請手続の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」が令和5年6月に成立し、「補完的保護対象者」認定制度の創設については令和5年12月から、送還停止効の例外規定の創設、罰則付き退去命令制度の創設、収容に代わる監理措置制度の創設、在留特別許可の申請手続の創設などについては令和6年6月から施行されました。

入管法等改正法の概要等

保護すべき者を確実に保護	送還忌避問題の解決	収容を巡る諸問題の解決
9月以内 1 「補完的保護対象者」認定制度 ○ 条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護（紛争避難民など） ○ 安定した在留資格の付与、制度的裏付けのある支援の実現 1年以内 2 在留特別許可制度の適正化 ○ 申請手続の創設 ○ 考慮事情を明示 ○ 不許可の理由を告知する規定の整備 ○ 在留特別許可と難民認定手続を分離 9月以内 3 難民認定制度の運用の見直し 〔衆議院における修正事項〕 ○ 面接における申請者の心情等への適切な配慮 ○ 難民の出身国情報の充実 ○ 難民調査官の調査能力の向上 〔法改正事項ではない事項〕 ● 難民該当性に関する規範的要素の明確化 1年以内 6月以内 その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請などに関する所要の改正	1年以内 1 送還停止効の例外規定 ○ 現行法上、難民認定申請中は、何度でも、一律に送還が停止する（＝送還停止効）ところ、その例外規定を創設 ・ 3回目以降の申請者 ・ 3年以上の実刑前科者 ・ テロリスト等 ○ 3回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還停止 2 罰則付きの退去等命令制度 現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、退去を命令する制度を創設し、自ら帰国するよう促す ・ 退去を拒む自国民を受け取らない国の者 ・ 航空機内で送還妨害行為に及んだ者 3 自発的な帰国を促すための措置 摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（5年→1年）	1年以内 1 収容に代わる監理措置 ○ 監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める措置の創設 ○ 個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容か監理措置かを判断 ○ 本人及び監理人に届出義務等（ただし監理人の義務は限定） ○ 逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付 ○ 被収容者につき、3か月ごとに収容の要否を必要に見直す 2 仮放免の在り方の見直し ○ 健康上の理由に基づく仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断すべきことを明記 3 適正な処遇の実施 ○ 常勤医師の兼業禁止を緩和 ○ 強制治療に関する規定(拒食対策) ○ 制止要件の明記 ○ 3か月ごとの健康診断 ○ 職員への人権研修の実施 など

出典：出入国在留管理庁ホームページ

- 「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」

マイナンバーカードと在留カード等の一体化、技能実習制度に代わり人材育成と人材確保を目的とする「育成就労」制度の創設、特定技能制度の適正化、監理団体の要件を厳格化し「監理支援機関」とすること、永住許可制度の適正化等を内容とする「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立し、令和8年までに施行される見通し（育成就労制度は令和9年4月から運用開始）となっています。

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(育成就労法)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、
・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

改正法の概要（マイナンバーカードと在留カードの一体化）

現状・課題

- ✓ 3月を超えて在留する外国人（原則）
・ 在留カードが交付され、常時携帯義務あり。
・ 住民登録され、マイナンバーカードも発行可能。
- ✓ 今後、マイナンバーカードの機能拡充が図られる予定。
- ✓ 在留カードに関する手続は地方入管、マイナンバーカードに関する手続は市町村の窓口となっており、在留期間の更新などがあった場合に、それぞれの手続場所へ赴く必要あり。

現行在留カード



現行マイナンバーカード



入管法

1. マイナンバーカードと在留カードを一体化（任意）

- 外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。
- 義務ではなく、一体化しないことも可能。

2. 一体化したカード（特定在留カード）の交付申請・交付手続

- 地方入管における在留手続（在留期間更新など）又は市町村窓口における住居地届出と同時にワンストップで特定在留カードの申請をし、交付を受けることを可能に。

※特別永住者が特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した場合は、手続場所は引き続き市町村の窓口

3. 券面・有効期間

- 在留カードの記載事項のうち、即時視認の必要が高い項目を券面に記載。
※その他はICチップに記録
- 永住者の在留カードの有効期間をマイナンバーカードなどと同様に変更。

4. 電磁的記録の取扱いに関する規定を整備

特定在留カード（券面イメージ）



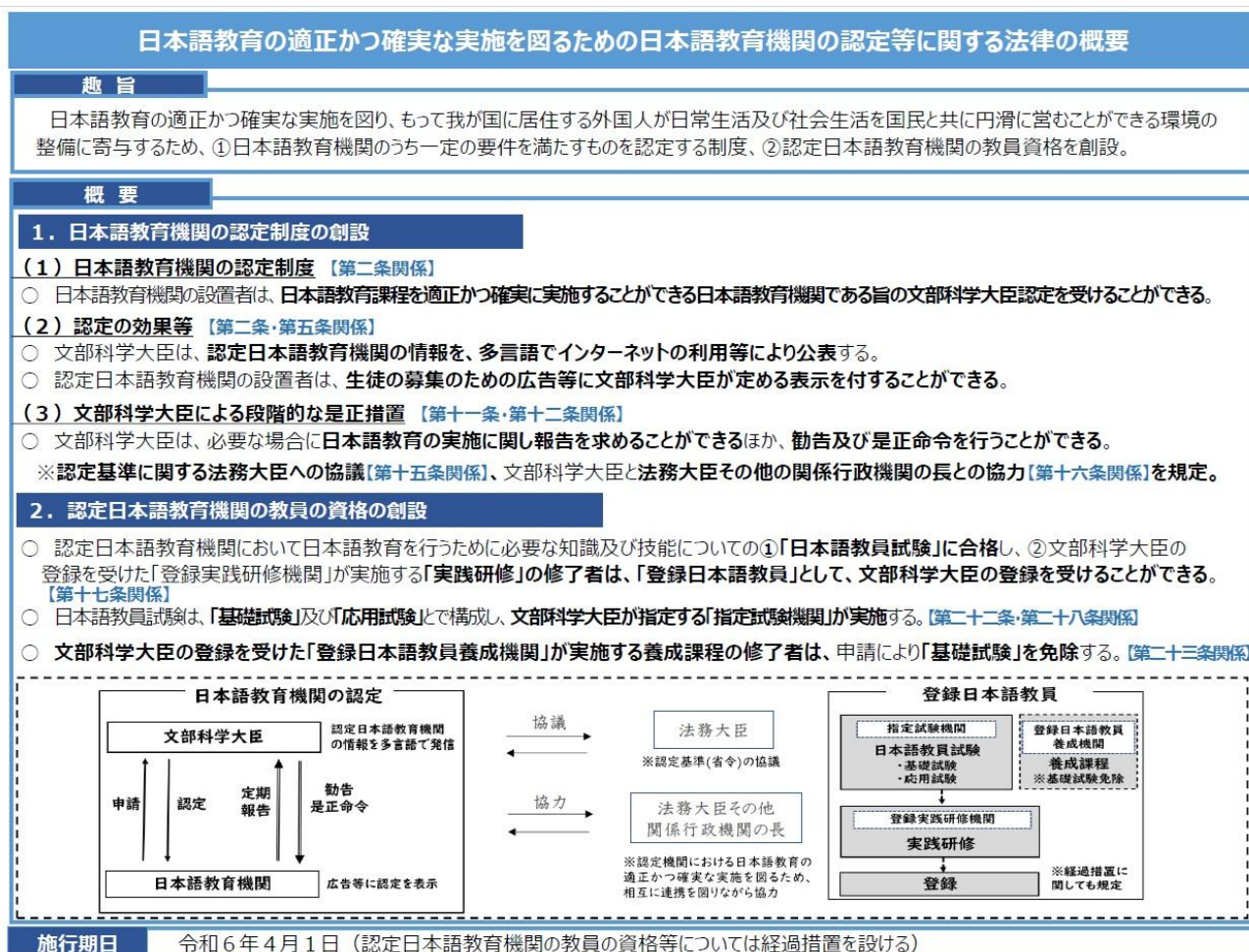
出典：出入国在留管理庁ホームページ

(3) 日本語教育機関認定法の成立

日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度の創設、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格の創設を内容とする「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が令和5年5月に成立し、令和6年4月から施行されました。

「認定日本語教育機関」は、教職員の体制や、施設設備、教育課程等についての認定基準を満たした日本語教育機関で、認定の基準は、「留学」・「就労」・「生活」という日本語学習の目的に応じた三つの類型ごとに定められており、認定日本語教育機関は、類型に応じた一定の日本語能力水準以上に学習者を到達させるための教育課程を実施することとされています。

認定日本語教育機関においては、原則として、登録日本語教員の国家資格を持つ者だけが日本語の指導を行うことができます。「登録日本語教員」の資格は、日本語教育を行うために必要な知識・技能の有無を判定する国家試験「日本語教員試験」に合格するとともに、日本語教育の現場で行う実習である実践研修を修了した者に与えられます。



出典：文部科学省ホームページ

3. 他都市事例

政令都市において、外国人市民数の上位である大阪市、横浜市、神戸市、京都市、川崎市と、近隣で外国人市民の多い豊橋市、豊田市を対象として、多文化共生プランの策定状況を比較しました。

● 基本目標と施策の方針

大阪市、川崎市、豊橋市の基本目標は、「多様な価値観や文化を認め、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き社会参加できる（一部抜粋）」（大阪府）、「人権の尊重、社会参加の促進、自立に向けた支援」（川崎市）、「互いの国籍や文化を認め合い、誰もが安心して元気に暮らせるまちづくり」（豊橋市）などが掲げられています。これらは、人権の尊重を施策の第一として掲げており、相互理解と尊重のもとで共に生きる社会の実現を基本とする点に特徴があります。

横浜市、豊田市においては、「多文化共生による創造的社会的実現」（横浜市）、「多様な市民が活躍できる国際まちづくりの推進」（豊田市）といった理念が掲げられています。これらは、多様な文化や背景を持つ人々の存在を社会の活力と捉え、多様な人々にとって魅力あふれる地域社会の実現を目指し、対等な立場で共に社会を創造していくという内容がみられます。

京都市の「京都市国際都市ビジョン」に包含されている多文化共生の内容は、多様な文化や価値観を持つ人々が互いに認め合い、地域社会の一員として活躍できる社会の実現とするとともに、世界の活力の取り込みや都市ブランド力の向上、レジリエンスの強化など、国際都市としての発展に資する取組として位置づけています。

神戸市の「神戸 2025 ビジョン」では、「海と山が育むグローバル貢献都市」を将来像とし、多文化共生に関しては、多様な人材の活躍、外国人住民が安心して生活できる環境整備、地域社会への参加促進等を通じて、国際都市としての発展や魅力向上につなげる取組として位置づけています。

● 多文化共生の取組

大阪市では、地域住民主体の「エリアプログラム支援事業」を通じて、外国人住民との交流や相互理解を促進しています。モデル地域での実践をもとに、交流手法をまとめた冊子やコミュニケーションツール、動画等を整備し、他地域への展開も図っている点が特徴であり、地域に根ざした実践的な多文化共生施策が進められています。

横浜市では、地域における生活支援や交流の拠点として、市内各所に「国際交流ラウンジ」を設置し、生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っています。運営には NPO 法人、公益財団法人などがあたり、多くの市民ボランティアが協力しています。

神戸市では、外国人住民が地域社会に参加する仕組みとして「外国人市民会議」が設置されているほか、外国人を「多文化交流員」として登録し、地域イベント等に派遣する制度が実施されています。また、地域レベルでは、外国人コミュニティの代表が集まり、イベントや情報紙の発行を通じて地域の方々と外国人コミュニティとの交流を図っています。

川崎市においても、外国人市民の意見を市政に反映させるための「外国人市民代表者会議」の設置をはじめ、多言語による相談・情報提供、日本語教育、地域交流、人権啓発等の施策が実施されています。

京都府では、地域における日本語教育について、令和6年12月に策定した「地域における日本語教育推進プラン（第2次）」に基づく取組を推進しており、企業の日本語教育への参画や帯同家族への学習支援、登録日本語教員など専門人材やオンラインの活用、日本語教室の多様な機能への理解促進と支援拡大という3つの重点アクションを掲げ、地域全体で外国人住民の日本語学習と社会参加を支える取組を推進しています。

他都市における多文化共生プランの比較

都市名	名古屋市	大阪市	横浜市	京都市	神戸市	川崎市	豊橋市	豊田市
在留外国人人数 （「在留外国人統計」2024年12月末）	100,246 （名古屋市のみ「名古屋市長古屋市外国人住民統計」）	192,151	130,421	62,203	60,211	57,334	22,409	22,720
プラン名	第3次名古屋市長古屋市多文化共生推進プラン	大阪市多文化共生指針	横浜市長古屋市多文化共生まちづくり指針～創造的社会的実現に向けて～	京都市国際都市ビジョン	神戸2025ビジョンに包含	川崎市長古屋市多文化共生社会推進指針	豊橋市長古屋市多文化共生推進計画2024-2028	第3次豊田市長古屋市国際化推進計画
策定年	2022年	2020年（2024年一部改定）	2017年	2021年	2021年（進行管理を毎年度実施、第4版は2024年）	2005年（2008年、2015年、2024年改定）	2024年	2022年
基本目標 （基本理念）	国籍や民族などの異なる人々が、互いを認め合い、共にしあわせに生きていくことができる、多文化共生都市名古屋の実現	多文化共生社会の実現 「多文化共生社会」とは、多様な価値観や文化を認め、国籍や民族、障がい、性別・性自認・性的指向や出身などの違いを理由として社会的不利益を被ることがなく、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現をめざして、社会参加できる創造的で豊かな社会です。本指針では前指針の考え方を継承し、引き続き「多文化共生社会」の実現をめざします。	多文化共生による創造的社会的実現	国際的な事業を展開する意義 1. 世界の活力を取り込む 2. 多様な価値観に触れる機会を生み出す 3. 国際社会における都市ブランド力を高める 4. 都市のレジリエンスを高める	海と山が育むグローバル貢献都市	多文化共生社会の実現 ①人権の尊重 ②社会参加の促進 ③自立に向けた支援	互いの国籍や文化を認め合い、誰もが安心して元気に暮らせるまちづくり	多様な市民が活躍できる国際まちづくりの推進
施策方針	I. 生活基盤づくり II. 多文化共生の意義を理解し、誰もが参画する地域づくり III. 多様性を活かした名古屋の活性化・グローバル化	(1)外国につながる市民の人権尊重 (2)誰もが安全に安心して暮らせる (3)多様な価値観や文化の尊重 (4)多様性を魅力あるまちづくりにつなげる	(1)外国人が認められ、活躍できる「機会を創り出す」 (2)誰もが活動・滞在しやすいよう「おもてなし力を高める」 (3)外国人が抱える多様な課題に寄り添う「つながり」を広げる	1. 世界を魅了し、多種多様な人々が集まるまち 2. 海外都市との連携が強まり、国際社会に貢献するまち 3. さまざまな世代で国際交流や多文化共生の意識が高まり、国際感覚をもった人が育つまち 4. 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち	1. 魅力的な仕事の創出と産学連携による経済成長 2. 妊娠・出産・子育て支援と特色ある教育環境の充実 3. 多様な文化・芸術・魅力づくり 4. 災害や感染症などを踏まえた安全な社会システムの構築 5. 安心・健康でゆとりあるくらしの実現 6. 将来にわたって持続可能な都市空間・インフラ 7. 多様な市民の参画による地域コミュニティの活性化	1. 行政サービスの充実 2. 多文化共生教育の推進 3. 社会参加の促進 4. 共生社会の形成 5. 施策の推進体制の整備	1. 多文化共生理解の促進 2. 生活環境整備の推進 3. 活力ある社会づくりの推進	1. 誰もが尊重され、暮らしやすいまちの実現 (1)コミュニケーションの円滑化 (2)住みよきの向上 (3)外国人住民の社会参画・活躍の促進 2. 国際社会及び地域社会で活躍できる人材の育成 (1)国際交流の機会創出と人材育成 (2)国際理解教育の促進 (3)国際イベント等での活躍機会の創出
施策内容								
情報の多言語化	I. 1 地域における情報の多言語化（ICT の活用） ①多様な言語・手段による行政・生活情報の提供 ②外国人市民のための窓口サービスの充実	1 多様な言語・手段による情報提供、相談対応の充実 (1)外国につながる市民への情報発信の充実 (2)相談窓口の充実 (3)窓口対応スキル及び多文化共生に関する知識の向上	(2)誰もが活動・滞在しやすいよう「おもてなし力を高める」 ②案内表示の多言語化推進と外国人向け広報の充実 ③ICT等を活用した情報提供体制の充実 ④公衆無線 LAN の環境充実 ⑤通訳ボランティア体制のさらなる充実	1. 世界を魅了し、多種多様な人々が集まるまち ②外国人研究者や技術者、起業家、留学生等にとって魅力ある環境整備 ・外国人研究者家族等への生活に関わる総合的な情報提供 4. 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち ①多言語による情報提供・コミュニケーション支援 ・外国籍市民総合相談窓口の充実 ・区役所窓口における多言語対応タブレットの配置	1①・7⑥ 在住外国人との共生の推進 ・在住外国人への情報発信及び言語サービスの充実	1(1)行政サービスの提供 ①外国人市民への平等な行政サービスの提供と施策の検討 ②在留管理・住民基本台帳制度の周知と啓発の推進 ③在留管理制度の課題把握と国への働きかけ 1(2)情報提供・相談窓口 ①ICT や「やさしい日本語」を活用した情報提供の充実 ②外国人相談体制の充実 4(5)国際交流センターの活用 ①国際交流センターの利用促進と事業の充実 ②相談事業、翻訳、通訳サービスの拡充支援	1-3 協働の仕組みづくり 12.外国人にやさしいまち「施設等認証ステッカー」配布事業の実施 2-1 安心して暮らせる環境づくり 16.外国人情報窓口業務の実施 17.外国人相談業務の実施 18.多言語対応医療機関の拡大に向けた方策の検討・実施 19.外国人の母子保健相談の実施 2-2 情報提供の充実 26.やさしい日本語による子育て支援情報の提供 27.行政サービスの周知を多言語・「やさしい日本語」にて実施 28.地域コミュニティ通訳・翻訳業務の実施 29.「広報とよはし」の多言語化 30.多言語でのホームページ閲覧機能の提供 31.多文化共生情報のSNSによる提供 32.ICTを活用したごみ分別促進事業の実施 33.外国人向け「豊橋ほっとメール」等での緊急情報の提供 3-2 自立につながる支援の充実 55.外国人税務相談会の実施	1(1)②多言語による情報発信・相談対応 ・多言語化ややさしい日本語の活用 ・電話・映像による外国語通訳サービス ・コミュニケーション支援ボードの運用（災害時） ・多言語による 119 番通報手段の確保 ・あいち医療通訳システムの活用 1(2)④その他生活情報等の発信 ・暮らしに役立つ様々な情報の多言語ややさしい日本語での提供 ・多様な媒体の活用による情報発信力強化
日本語教育の推進	I. 2 日本語教育の推進 ①日本語及び日本社会に関する学習機会の充実 ②地域日本語教育体制づくりの推進	2 日本語教育の充実 (1)識字・日本語学習の機会や場の充実 (2)識字・日本語教育の充実に向けた人材養成と教室運営支援 (3)識字・日本語学習から広がる共生社会づくり (4)識字・日本語教育の推進に向けた体制の整備		4. 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち ①多言語による情報提供・コミュニケーション支援 ・日本語教育の充実	1①・7⑥ 在住外国人との共生の推進 ・総合的な日本語学習プラットフォームの構築	2(1)就学の保障と学習支援 ③日本語指導が必要な児童生徒への生活言語・学習言語の習得及び学習支援の充実 2(3)地域における学習支援 ①日本語学習をはじめとした学習支援等の充実	2-3 子どもの学習環境の充実 38.日本語支援や学習支援に関する教育相談の充実 40.外国人児童生徒教育研究の実践と拡大 42.プレスクール事業の実施 43.外国人中学生アフタースクール事業の実施 44.外国人児童サマースクール事業の実施 45.外国人児童を対象とした放課後子ども教室の実施 47.市内中学校・豊橋高等学校と、夜間中学・関係県立高等学校との連携による日本語教育支援充実方策の検討・実施 3-2 自立につながる支援の充実 50.日本語能力試験の受験等に関する支援 51.地域日本語教育基本方針に基づく日本語学習機会の充実	1(1)①外国人のライフステージに応じた日本語学習 ・外国人の幼児向け日本語教室の開催 ・外国人児童生徒等への教育推進 ・とよた日本語学習支援システムの運営 ・外国人のニーズに合わせた日本語学習支援 ・「豊田市における地域日本語教育の基本方針」に基づく施策の展開

都市名	名古屋市	大阪市	横浜市	京都市	神戸市	川崎市	豊橋市	豊田市
教育	I.3 教育 ①就学の促進 ②学習支援の充実 ③進路指導・キャリア教育	3 外国につながる児童生徒への支援の充実 (1)多文化共生教育の推進 (2)母語・母文化(継承語・継承文化を含む)の保障のための取組 (3)日本語指導などの学習支援の充実 (4)保護者・家庭への支援 (5)中学校夜間学級	(3)外国人が抱える多様な課題に寄り添う「つながりを広げる」 ①ライフステージにあわせた外国籍等の子どもとその親へのサポート	1. 世界を魅了し、多種多様な人々が集まるまち ②外国人研究者や技術者、起業家、留学生等にとって魅力ある環境整備 ・インターナショナルスクールへの支援 4. 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち ①多言語による情報提供・コミュニケーション支援 ・外国籍児童生徒等に対するサポートの実施		2(1)就学の保障と学習支援 ①義務教育年齢の子どもに対する就学権利の保障と教育環境の整備 ②就学・学習・進路等、教育全般に関わる相談体制の充実 2(2)違いを認め合う教育 ③外国人学校との交流と支援の推進 2(4)家庭へのサポート ①外国人保護者等の状況に応じた情報提供や支援 ②母語・母文化を尊重し、家庭との連携を推進	2-3 子どもの学習環境の充実 34.キャリア教育の推進 35.外国人児童生徒初期支援コースの運営 38.日本語支援や学習支援に関する教育相談の充実 39.在籍校での支援体制の充実 41.不登校・不就学児童生徒への取組の実施 43.外国人中学生アフタースクール事業の実施 44.外国人児童サマースクール事業の実施	1(2)①子育て・子どもの教育 ・外国人青少年学習支援 ・外国人の子どもの社会適応サポート ・外国人児童生徒等への教育推進
保健・医療・福祉	I.4 保健・医療・福祉サービス ①保健・医療・福祉に関する情報提供の充実 ②外国人患者への多言語対応 ③ヘルスケアの実施 ④母子保健、子育て支援における対応 ⑤高齢者及び障害者等支援における対応 ⑥DV(ドメスティック・バイオレンス)等への対応	5 健康で安心して生活できる環境づくり (1)公的年金・公的医療保険 (2)福祉[高齢者、障がい者、児童、母子・父子、女性、ドメスティック・バイオレンス(DV)] (3)保育 (4)保健サービス・公衆衛生 (5)医療・救急	(3)外国人が抱える多様な課題に寄り添う「つながりを広げる」 ②外国人高齢者・障害者等に対する対応の検討			1(3)年金制度 ①年金制度(脱退一時金等)の広報と加入促進 ②事業者等への外国人従業員の年金加入勧奨の強化 ③制度的無年金者の救済と脱退一時金制度の改善に向けた国への働きかけ 1(4)保健・医療 ①医療機関受診時の多言語資料等の普及 ②外国人市民の母子保健の充実 ③外国人市民への健康保持や病気予防等の広報・啓発 ④医療保険制度の広報・啓発と加入促進の推進 ⑤事業者等への外国人従業員の医療保険加入勧奨の強化 ⑥保険未加入者の診療に伴う医療機関への医療費対策の充実と検討 ⑦県医療通訳派遣システム事業への参加と医療通訳の充実 ⑧医療保険制度の改善に向けた国への働きかけ 1(5)福祉 ①福祉サービスの広報推進 ②言語や生活習慣の違いに配慮した保育環境の整備 ③外国人高齢者・心身障害者福祉手当の充実 ④多文化配慮に基づいた介護・福祉サービスの提供と事業者連携の強化 ⑤外国人市民に対するDV防止・被害者支援の充実	2-1 安心して暮らせる環境づくり 20.切れ目のない子育て支援事業の実施 25.メンタルヘルス相談事業の実施 3-2 自立につながる支援の充実 52.子ども・若者支援事業の実施 53.ヤングケアラー支援事業の実施 54.国民年金や国民健康保険、介護保険など、ライフプランの構築に必要な知識の周知強化 55.外国人税務相談会の実施	1(2)①子育て・子どもの教育 ・多文化子育てサロンの開催 1(2)④その他生活情報等の発信 ・高齢者福祉制度の啓発 ・医療・保険制度の啓発
労働環境づくり	I.5 適正な労働環境づくりの促進 ①企業における適正かつ円滑な受入れ・雇用の促進	5 健康で安心して生活できる環境づくり (6)住宅・就労	(1)外国人が認められ、活躍できる「機会を創りだす」 ①留学生受入れ環境の向上と外国人の就業・起業支援	1. 世界を魅了し、多種多様な人々が集まるまち ①新たな価値創出につながる京都の魅力の深化 ・スタートアップビザを活用した外国人起業活動の促進 4. 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち ④外国籍市民等の地域での就労支援 ・「京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク」を活用した外国籍市民等の雇用促進	1⑩ 国際的なネットワークの構築による外国人材の集積 ・高度外国人材の調査・発掘・開拓、介護など資格職人材の就労支援	4(3)市職員の採用 ①市職員の採用・任用制度のあり方の広域的な連携と検討 ②会計年度任用職員等の外国人市民採用 4(4)事業者への啓発 ①事業者による外国人市民の差別解消と適正雇用の啓発 ②事業者への多文化共生推進の主体としての意識啓発 ③意識啓発のための事業所内研修の支援	1-3 協働の仕組みづくり 8.国籍にとらわれない多様な人材確保の推進 3-3 能力や個性(自分らしさ)を発揮できる環境づくり 56.外国人雇用支援の充実	1(2)③就労 ・外国人就労支援 ・介護人材としての外国人受入れ支援
居住	I.6 居住 ①賃貸住宅への円滑な入居支援及び共同生活に関する情報提供	5 健康で安心して生活できる環境づくり (6)住宅・就労				1(6)住宅 ①住宅基本条例・居住支援制度の広報・啓発と相談体制の充実 ②民間賃貸住宅の入居差別の解消と居住安定の推進	1-3 協働の仕組みづくり 13.住まいの確保と暮らしの支援を一体的に解決するための体制の整備 2-1 安心して暮らせる環境づくり 23.外国人居住支援の充実	
災害時等に備えた体制整備	I.7 災害時、感染症流行時等に備えた体制整備 ①災害への備えと啓発 ②災害時の通訳・各種ボランティアの育成・支援、連携・協働 ③災害時、感染症流行時の情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携 ④防犯と交通安全の推進	4 災害に対する備えの推進 (1)防災知識の普及・啓発 (2)災害時の情報提供の充実 (3)災害時の支援体制の整備	(2)誰もが活動・滞在しやすいよう「おもてなし力高める」 ①防災・医療など緊急時の外国人対応強化	4. 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち ②外国籍市民等が安心・安全に暮らせる体制整備 ・防災ポータルサイトの多言語化		1(7)防災 ①災害時の外国人市民への適切な情報提供や対応が可能な体制の整備 ②外国人市民が避難所運営に参加しやすい環境づくりの推進 ③外国人市民への防災啓発と多言語での情報提供の推進 ④災害時に備えた市民・ボランティア団体等との連携強化	2-1 安心して暮らせる環境づくり 21.防災意識の啓発と災害時多言語支援センターの機能の充実に向けたマニュアルの見直し 22.災害時翻訳・通訳ボランティアの育成・増員 24.外国人市民向け防犯対策の検討・実施	1(1)②多言語による情報発信・相談対応 ・コミュニケーション支援ボードの運用(災害時) ・多言語による119番通報手段の確保 1(2)②防災対策・緊急対応 ・外国人への防災啓発 ・外国人の所属する団体等との連絡体制の強化 ・多言語による119番通報手段の確保
外国人市民の地域参画	II.1 外国人市民の地域への参画促進 ①外国人コミュニティや支援団体との連携 ②外国人市民の地域への参画促進	6 多文化共生の地域づくり (4)外国人コミュニティやボランティア団体等が活動しやすい環境づくり	(1)外国人が認められ、活躍できる「機会を創りだす」 ②地域での外国人と一体となって取り組む催し等の実施	4. 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち ③外国籍市民等による地域・市民活動への参加促進	1⑪・7⑥ 在住外国人との共生の推進 ・地域コミュニティへの外国人流入の活性化	3(2)地域における外国人市民等の活動 ①町内会等地域組織への参画促進と相互理解の啓発 ②外国人市民等の地域活動への参画環境の整備	1-3 協働の仕組みづくり 9.外国人市民の審議会等への登用の強化 10.外国人市民会議の開催 15.自治会加入促進のための啓発活動の実施	

都市名	名古屋市	大阪市	横浜市	京都市	神戸市	川崎市	豊橋市	豊田市
交流機会の創出	II. 2 交流機会の創出 ①外国人市民・団体と連携した交流		(3)外国人が抱える多様な課題に寄り添う「つながりを広げる」 ③地域コミュニティと外国人のつながり支援 ④関係機関等とのさらなる連携促進 ⑤外国人の実情の把握と研修の充実	3. さまざまな世代で国際交流や多文化共生の意識が高まり、国際感覚をもった人が育つまち ①グローバルな視点をもって地域の発展に貢献する担い手の育成 ②幅広い年齢層が世界の多様な文化に触れる機会の創出 ・友好都市青少年会議への市内学生の参加促進 ・京都市国際交流会館における交流イベントの実施 ・留学生を含む学生と地域住民との交流		2(2)違いを認め合う教育 ③外国人学校との交流と支援の推進 4(5)国際交流センターの活用 ③多文化共生社会の実現や国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動支援 ④就学援助、住宅相談等外国人留学生の支援の充実と交流促進	1-2 相互理解と交流の促進 4.地元懇談会等の実施 5.相互理解と交流を図るイベントの開催	2(1) ・豊田市デトロイト市姉妹都市交流 ・豊田市ダービーシャー県等姉妹都市交流 ・豊田市トレヴェリアン基金奨学生との交流促進 ・特定の事業に基づく海外都市との交流 2(3) ・国際イベントにおける交流 ・SDGs 関連事業の実施
多文化共生の意識啓発	II. 3 多文化共生の意識啓発 ①地域住民等に対する啓発 ②外国人の人権尊重に向けた啓発	6 多文化共生の地域づくり (1)多文化共生についての市民理解の促進 (2)生活ルールについての理解促進 (3)多文化共生のための啓発	(1)外国人が認められ、活躍できる「機会を創りだす」 ⑤差別のない社会・多様性を肯定する社会に向けた取組			2(2)違いを認め合う教育 ①多文化共生教育を外国人市民とともに推進 ②マイノリティが文化的アイデンティティを形成できる環境の整備 ④教職員への人権・多文化共生研修の充実 2(3)地域における学習支援 ②外国人市民の日本社会・制度・文化への理解促進 4(1)市民への意識啓発 ①多様性を認め合い、差別を解消する啓発の推進 ②市民グループ等への多文化共生に関する広報・啓発の推進 ③文化芸術活動を通じた多文化理解と文化交流の促進	1-1 人権尊重の意識づくり 1.人権尊重意識高揚の講演会・啓発の実施 3.学校教育を通じた人権教育の実施 1-2 相互理解と交流の促進 7.多文化共生出前講座の実施	2(2) ・子ども向けの国際理解教育 ・市民向けの国際理解の促進 ・異文化理解の促進
外国人市民の活躍による都市の活性化	III. 1 外国人市民の活躍による都市の活性化 ①外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みづくり ②外国人市民の活躍促進	6 多文化共生の地域づくり (5)外国につながる市民が活躍できるまちづくり (6)市政への参加 (7)公務員への採用	(1)外国人が認められ、活躍できる「機会を創りだす」 ③母語や母国の文化を活かせる制度 ④地域で活躍する外国人が注目される仕組みづくり	4. 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち ③外国籍市民等による地域・市民活動への参加促進 ・審議会への外国籍市民委員の参加促進		3(1)市政参加 ①外国人市民代表者会議の充実と施策反映 ②外国人市民の審議会等への参画促進と環境整備 ③住民投票制度への外国人市民の参画環境整備		1(3) ・外国人の意見を聴く会の開催 ・多文化共生キーパーソンと連携したネットワーク強化
留学生の受け入れ環境づくり	III. 2 留学生の受け入れ環境づくり ①留学生の受け入れ、生活支援 ②留学生の地域における就職促進	5 健康で安心して生活できる環境づくり (7)留学生への支援	(1)外国人が認められ、活躍できる「機会を創りだす」 ①留学生受け入れ環境の向上と外国人の就業・起業支援	1. 世界を魅了し、多種多様な人々が集まるまち ②外国人研究者や技術者、起業家、留学生等にとって魅力ある環境整備 ・オール京都で取り組む留学生誘致と来日直後の情報提供 4. 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち ④外国籍市民等の地域での就労支援 ・留学生の就職・採用支援	1⑫・7⑤大学などとの連携促進 ・外国人留学生の戦略的獲得と定着 7①地域活動の活性化 ・外国人留学生と地域コミュニティとのつながり強化	4(5)国際交流センターの活用 ④就学援助、住宅相談等外国人留学生の支援の充実と交流促進	3-3 能力や個性(自分らしさ)を発揮できる環境づくり 57.留学生パスポートの発行 58.留学生活動支援事業の実施	
グローバル化への対応、グローバル人材の育成	III. 3 グローバル化への対応、グローバル人材の育成 ①外国人市民の視点を活用した観光誘客 ②グローバル人材の育成・支援		(2)誰もが活動・潜在しやすいよう「おもてなし力を高める」 ⑥外国人の目で見えた地域の魅力の発見と発信	3. さまざまな世代で国際交流や多文化共生の意識が高まり、国際感覚をもった人が育つまち ①グローバルな視点をもって地域の発展に貢献する担い手の育成 ③京都市の国際展開を支える職員の育成 ・世界歴史都市会議ユースフォーラムの開催 ・国際会議への市職員の参加の推進	2④ 神戸の特色ある学び(創造的学び・国際教育など)の推進 ・神戸市外国語大学における「世界と神戸を結ぶ」グローバル人材の育成	4(2)市職員等の意識改革 ①人権・多文化共生意識啓発のための市職員・教職員への研修の充実 ②外国人市民を認識した業務遂行等、市職員の意識啓発 4(5)国際交流センターの活用 ⑤国際交流協会の体制強化に向けた連携の推進 4(6)地域における多文化共生社会の形成 ①市民の自主活動や居場所づくりの環境を整備することで、多文化共生社会の形成を支援 5(1)行政組織の充実 ①施策推進のため、全庁的な会議等を中心に局間連携・調整機能を充実 ②他都市・県との連携により施策課題等の認識を深める ③指針に基づく施策の進行管理及び評価 ④外国人市民の生活と意識に関する実態調査の定期的実施 ⑤差別解消と人権侵害の防止に向けた施策の検討 ⑥多文化共生推進拠点の整備と活用 5(2)関係機関・ボランティア団体等との連携 ①多様な主体との協働・連携による推進 5(3)国等への働きかけ ①外国人市民の生活に関わる法・制度改善を国・県へ要望	1-1 人権尊重の意識づくり 2.多文化共生推進主任者の配置による全庁的な多文化共生の推進 1-2 相互理解と交流の促進 6.「やさしい日本語」の普及啓発 1-3 協働の仕組みづくり 11.多文化共生推進連絡協議会の開催 14.実態調査・アンケート調査の実施 2-3 子どもの学習環境の充実 36.外国の交流都市との教育交流の実施 37.海外協力交流研修員受入事業の実施 46.保育士向け外国人乳幼児研修の実施 3-1 地域を担う人材の育成 48.日本語学習ボランティアが参加しやすい環境づくりの検討・実施 49.講師派遣人材バンク制度の実施 3-3 能力や個性(自分らしさ)を発揮できる環境づくり 59.グローバル人材の活躍事例の紹介	

※「京都市国際都市ビジョン」の中で、多文化共生に関する項目のみを抜粋

第4次
名古屋市多文化共生推進プラン策定調査
結果報告書

発行年月：令和8年3月

編集・発行：名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課

住所：〒460-8508

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-4610

F A X : 052-972-4458